

(健Ⅱ532)
令和4年2月4日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤和彦
(公印省略)

精神科医療機関での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について

今般、厚生労働省より、精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について、各都道府県等宛に事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

同事務連絡は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況の中、精神科医療機関において、入院中の精神障害者等が感染し、転院または転院できず院内での治療が必要となる場合や、濃厚接触者となることによる医療従事者の不足により、応援職員の派遣が必要となる事態が生じること等が懸念されることから、これまでに発出された下記の事務連絡について改めて確認を依頼するとともに、必要な医療提供体制等の再点検を行って頂くようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【添付資料】

- 「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について」
(令和2年6月2日付厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)
- 「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」
(令和3年8月20日付厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)
- 「精神疾患による入院患者への新型コロナワクチンの追加接種に係る接種体制の確保等について」(令和4年1月6日付厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課ほか連名事務連絡)

事務連絡
令和4年1月21日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般新型コロナウイルス感染症が感染拡大しており、現在感染拡大が進んでいるB.1.1.529系統（オミクロン株）については、デルタ株が主流であった昨夏に比べ感染拡大の速度が非常に速い可能性があります。また、ワクチンの初回免疫によるオミクロン株感染に対する重症化予防効果は一定保たれているものの、発症予防効果は著しく低下する可能性があります。このような状況の中、精神科医療機関において、入院中の精神障害者等が感染し、転院または転院できず院内での治療が必要となる場合や、濃厚接触者となることによる医療従事者の不足により応援職員の派遣が必要となる事態が生じること等が懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた精神科医療機関における対応については、下記のとおり事務連絡を発出しお知らせしてきたところですが、今般の状況を踏まえ、当該事務連絡の内容について改めてご確認いただくとともに、必要な医療提供体制等の再点検を行って頂きますよう、よろしく申し上げます。

記

○ 関係事務連絡

- ・ 「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について」（令和2年6月2日付け厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）
- ・ 「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和3年8月20日付け厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）
- ・ 「精神疾患による入院患者への新型コロナワクチンの追加接種に係る接種体制の確保等について」（令和4年1月6日付け厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課ほか連名事務連絡）

以上

事務連絡
令和2年6月2日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、精神科医療機関においても感染事例が発生し、患者の転院先となる医療機関の選定に苦慮したり、医療従事者が感染して従事者不足に陥ったりする等の課題がみられました。

また、国内の感染はピーク時に比べ大幅に改善されているものの、再度の感染拡大が想定され、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に備え、精神科医療提供体制における対応をより確実にしておく必要があります。

つきましては、貴部（局）におかれては、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付事務連絡）を踏まえ、精神保健福祉センター等とも情報共有を図りつつ、管下の医療機関や、場合によっては近隣都道府県等と適宜協議を行いながら、下記項目について必要な準備・調整を進めていただくよう御配意願います。

なお、追って、当該準備・調整状況（特に、連携医療機関の確保・調整状況）について改めて把握させていただく場合があることを申し添えます。

記

- （1）精神科医療機関において精神疾患を有する入院患者が感染した場合の対応について、精神疾患及び新型コロナウイルス感染症それぞれの重症度等も考慮した上で、あらかじめ連携医療機関の確保・調整を行っておくこと。
特に、措置入院患者が感染した場合や入院患者が新型コロナウイルス感

染症により重症化した場合を想定して、あらかじめ感染症対応が可能な指定病院等の確保・調整を行っておくこと。

(2) 精神科医療機関で感染者が発生した場合の支援として、以下の準備・調整を行っておくこと。

- ・ 必要な物資の確保や機材の配備（個人防護具、消毒液、簡易陰圧装置等）
- ・ 感染症対応の支援を行う専門家の派遣
- ・ 医療機関内の医療従事者が不足した場合における外部からの医療従事者の派遣
- ・ 精神保健福祉センター等との連携による医療従事者に対する心のケア

(参考)

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」
（令和2年4月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620705.pdf>

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応について」（令和2年5月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627463.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627464.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和2年4月30日医政発0430第5号、健発0430第1号厚生労働省医政局長、健康局長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627373.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの実施について」（令和2年5月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634822.pdf>

(3) 精神科医療機関で感染者が発生した場合に備えて、平時より、各医療機関において以下の感染防護体制について検討するよう促すこと。

- ・ 職員に対する感染防護に係る知見の提供
- ・ 感染拡大防止のため、家族等との面会を行う場合におけるオンラインによる面会の実施

事務連絡
令和3年8月20日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症対応について、ご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

これまでも、各地の精神科医療機関において、新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生してきたところ、今般、沖縄県の精神科医療機関において、大規模なクラスターが発生し、多数の患者が亡くなられるという事案が発生しました。さらに、感染力がより強いとされているデルタ株による感染が全国的に広がっており、予断を許さない状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、精神科医療機関における感染症対策を一層強化する観点から、下記の諸点について、ご対応頂きますようお願いいたします。

記

1. 感染症対策の体制確保について

感染症対策の体制確保については、令和2年6月2日事務連絡「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について」に基づき、「精神疾患を有する入院患者が感染した場合の連携医療機関の確保」や「医療従事者が不足した場合における医療従事者派遣の準備・調整等」の対応を頂いているところです。

これらの対応をより確実なものとするため、必要に応じて、各都道府県に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等と連携し、上記の体制確保状況について、精神科医療の関係者に助言を頂きながら、改めて点検頂くようお願いします。

なお、今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者については、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、一定の要件（※）のもと医療に従事することは不要不急の外出に当たらない取扱いとすることも可能である旨をお

示していますので、ご注意ください（令和3年8月13日（令和3年8月18日一部改正）事務連絡参照）。

※新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みであって、毎日業務前に検査を行い陰性が確認されている等。

（参考）

- 「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について」（令和2年6月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000711494.pdf>
- 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（改訂部分は下線部分）」
（令和3年8月13日（令和3年8月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819920.pdf>

2. 感染症対策の徹底

- (1) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5.1版」の「6 院内感染対策」及び、「精神科医療現場における新型コロナウイルス感染症対策事例集 第1版」等を参照しつつ、感染防護について適切な管理を行っていただきますよう、改めて、管内の精神科医療機関への周知をよろしくお願いたします。

（参考）

- 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5.1版」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000801626.pdf>
- 「精神科医療現場における新型コロナウイルス感染症対策事例集 第1版」
（令和2年度厚生労働科学特別研究「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」（研究代表者名：東北医科薬科大学・賀来満夫教授））
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636429.pdf>

- (2) PCR検査等の行政検査については、医師の判断により診療の一環として行われているところですが、必要に応じて当該検査をご活用いただき、感染防止に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

（参考）

- 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」

(令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知(同年10月14日最終改正))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683025.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて(その4)」

(令和3年3月8日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

3. ワクチン接種の円滑な実施

新型コロナワクチンの接種について、重症化リスクが高いことなどから、「重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)」の方は優先接種の対象となっており、速やかにワクチン接種を実施するようお願いしてきてきたところです。

また、認知症の高齢者等(障害のある方を含む。)で意思確認が難しい場合については、

- ・ それぞれの状況に応じて、家族やかかりつけ医など、日頃から身近で寄り添っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に酌み取ることなどにより本人の意思確認を行っていただき、
- ・ また、意思は確認できるものの、身体的事情等で自署ができない場合には、家族等による代筆を行っていただくことも可能である

旨を周知しております。

このほか、精神科医療機関の入院患者は、入院する医療機関で包括的な医療を日常的に受けている実情があることから、円滑な接種のため、できる限り当該患者が入院する医療機関において接種体制を確保するようお願いしております。ただし、入院する医療機関において自ら接種体制を構築することが困難な場合などには、他の接種実施医療機関の巡回等により接種を行うことなどについても調整を図るようお願いいたします。

これらの点につき、改めてご留意いただき、精神科医療機関の患者への円滑な接種体制が構築されるよう、管内の市区町村への周知をよろしく願います。

(参考)

○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(4版)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788636.pdf>

○「新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について」(令和3年4月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000775161.pdf>

- 「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチンの接種体制の確保について」（令和3年7月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000807672.pdf>

4. クラスタ発生時の対応

院内感染発生時の初期対応については、令和3年4月1日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る院内感染発生時の初期対応及び評価の取組強化について」に基づきご対応頂きますよう、改めて、管内の精神科医療機関への周知をよろしくお願ひします。

また、厚生労働省においては、昨年度、クラスタが発生した精神科医療機関の実態調査を実施し、その課題や対応等をまとめた動画を作成しておりますので、ご参照頂くよう併せて周知をお願ひします。

（動画掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

（上記リンク先の「2. 感染症拡大防止に関する事項－2 精神科医療機関における対応について－○「精神科病院での感染対策を考える」の動画について」に掲載しております。）

※令和2年度厚生労働科学特別研究「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症に対する感染対策の現状と課題把握、及び今後の方策に向けた研究」（研究代表者名：愛媛大学大学院・上野修一教授）

（参考）

- 「新型コロナウイルス感染症に係る院内感染発生時の初期対応及び評価の取組強化について」

（令和3年4月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000765718.pdf>

事務連絡
令和4年1月6日

都道府県 }
各市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

精神疾患による入院患者への新型コロナワクチンの追加接種に係る
接種体制の確保等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）を踏まえて実施することとしていますが、精神科病院の入院患者については、「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチン接種体制の確保について」（令和3年7月16日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の内容も踏まえ、追加接種においても、できるだけ当該精神科病院において接種体制が確保されるよう、関係医療機関への要請や周知を行うとともに、円滑な接種体制の構築に必要な支援を改めてお願いいたします。

また、当該医療機関における接種体制の確保が難しい場合にあっても、入院等を行う患者への接種について、当該医療機関と貴管内の他の接種施設会場との間で円滑な連携が図られるよう、周知及び必要な調整をお願いいたします。

なお、初回接種完了から8か月以上を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合については、「初回接種完了から8か月以上を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき実施することとしていますが、同事務連絡の1.（1）②で挙げられている「病院又は有床診療所の入院患者」には精神科病院の入院患者も含まれることから、市町村（特別区を含む。）と都道府県が適宜連携の上、入院患者に対する接種を行う意向を持つ精神科病院を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施いただきますよう、よろしく申し上げます。

(参考：関係事務連絡等)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添)
- ・「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチン接種体制の確保について」(令和3年7月16日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
- ・「初回接種完了から8か月以上を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)